

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校ではすべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (定義)

いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (いじめの禁止) 第4条

児童は、いじめをおこなってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して、学習やその他の活動等に取り組むことができるように、保護者や関係者、関係機関との連携を図りながら、学校全体でのいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し再発防止に努める。

## 2 いじめの防止対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの未然防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ・道徳科の授業を計画的に取り組む。
  - ・修学旅行、一宮宿泊学習、校外学習、学校行事等を中心に、体験を通じた成長を促す。
  - ・兄弟学級（1年-6年、2年-5年、3年-4年）を組み、長昼休み等で交流を持つ。 **※感染症予防のため、内容の変更や中止をする場合がある。**
- 保護者並びに、地域住民や関係者・関係機関との連携を図りつつ、いじめの未然防止に向けて、児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめの未然防止の重要性に関する理解を深めるための啓発や、その他必要な措置として、研修会や情報交換会等を実施する。
- 複数の職員で学級や児童に関わる体制をつくる。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ・在籍する児童に対する定期的な調査を年3回以上実施すると共に、その他の必要な措置を講ずる。（東っ子アンケート）
- ・日常においても常に児童に目を配り、早期発見の手立てとする。（休み時間の会話・人間関係の観察等）
- ・児童及び保護者が、いじめに関する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。（面談・教育相談日の活用等）

#### ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施する等、職員の資質向上を図る。

#### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切かつ迅速に対処できるように必要な啓発活動や情報研修会等を行う。

### (2) いじめの防止等に関する措置

#### ① いじめの防止等のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
  - <構成員>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、その他必要に応じた職員
  - <活動>アンケート調査や教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
  - <開催>月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。（生徒指導部会内）  
月1回の職員会議には必ず経過等報告会を行う。（全教職員）

#### ② いじめに対する措置

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、適切かつ迅速に事実確認を行うと共に、生徒指導部会や職員会議等で情報共有を図る。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けられるために必要があると校長が認めるときは、保護者との連携を図りながら、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめの関係者だけでなく、観衆や傍観者に対しても必要な指導をする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ（重大事案）については、教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤必要に応じてスクールロイヤーの助言を受ける。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止、早期発見、いじめに関する指導等の取組に関すること。